平成２９年（フ）第５２７号
横浜市金沢区六浦東１丁目40番20号　ＧＬメゾン横浜203
債務者　戸梶　公絵（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５３１号
横浜市保土ケ谷区岡沢町191　レオパレス21三ツ沢上町第２－201号、住民票上の住所横浜市旭区中希望が丘14番地２　ホワイトハウスさとう102号
債務者　佐瀬　佑耶
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５３２号
神奈川県綾瀬市大上１丁目３番50―301号
債務者　齋藤　一敏
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５３３号
横浜市鶴見区駒岡４丁目４番11号　第２弥生コーポ103号
債務者　阿部　豊久
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３２８号
横浜市瀬谷区阿久和東３丁目46番地２　セレッソⅡ　202号
債務者　金子　雅士
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３２９号
横浜市瀬谷区阿久和東３丁目46番地２　セレッソⅡ　202号
債務者　金子由美子
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３５４号
横浜市南区中里３丁目５番32号
債務者　國定　義則
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５１０号
横浜市南区永田北３丁目19番24号　ハイツ356第５　101号室
債務者　風見　陽子
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４５号
東京都八王子市絹ケ丘２丁目29番７号
債務者　御子柴逸子
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月26日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２５０号
東京都あきる野市下代継329番地17
債務者　村木　雅紀
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月26日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第６４号
静岡市葵区羽鳥大門町18番３号　メゾン・ルフレ301号、旧住所静岡市葵区田町２丁目54番地の４
債務者　山本　圭子
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月29日午後１時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８８号
静岡市葵区沓谷５丁目４番地の５　クレアール545―104号、旧住所静岡市葵区古庄３丁目19番22―107号
債務者　小林　照代
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月29日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５４１号
岡山市中区穝東町２丁目７番25号シャンポールさいＢ号棟101号室、旧住所岡山市南区彦崎3200番地44
債務者　東山　和子
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７０号
岡山市北区青江３丁目11番11号青江市営住宅１号棟504号
債務者　杉山　仁美
1　決定年月日時　平成29年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１８号
静岡市葵区本通７丁目１番地の６　ドリーム本通りＡ号、旧住所静岡県沼津市共栄町７番地の23　ウィング21・101号
債務者　古郡　道彦
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月31日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部